

鴨川市前原横渚海岸周辺の魅力づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 美しい海岸を有する本市の特性を生かし、前原横渚海岸一帯及び東条海岸一帯（以下「前原横渚海岸周辺」という。）の魅力の増進及び商業機能の活性化を図ることを目的として、前原横渚海岸周辺の利活用に係る検討を行うため、鴨川市前原横渚海岸周辺の魅力づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前原横渚海岸周辺の利活用に係る計画の策定に当たり、前条に規定する目的を達成するための方策その他市長が必要と認める事項について必要な検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光業、商工業及び漁業の関係団体の代表者又はこれらの団体が推薦する者
- (3) 海岸利用者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、観光課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 委員の互選により委員長が定められていない場合の会議については、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。